



ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2012 年 11 月号

ICANNにおけるgTLD関連ポリシーについての議論の状況

はじめに

ポリシーレポート 2012 年 10 月号では、なおも人々の関心を引き付けてやまない新 gTLD 申請の最新状況についてお伝えしました。ICANN 関連の話題となると、ここ数年は新 gTLD について注目されることが多く、その他のポリシーに関する議論が一般的に知られることは少ないようと思われますが、ICANN ではもちろん他のポリシー議論も並行して進められています。これらの議論は、ポリシーとして実装された暁には、レジストリやレジストラといったドメイン名関係の事業者のみならず、ドメイン名を利用するエンドユーザーにも関わる話題です。そこで、今回の号では、gTLD に関連したポリシー策定の昨今の状況を、二つのトピックを取り上げてご紹介します。

1. レジストラ認定契約（RAA）改訂に向けた議論

1.1 レジストラ認定契約（RAA）について

一般的に gTLD と呼ばれる分野別トップレベルドメイン (.edu/.gov/.mil/.int を除く) の登録には、「レジストリ・レジストラモデル」という形が取られています。レジストリは登録されたドメイン名のデータベースを一元的に管理する機関であり、レジストラは登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する機関です。

gTLD のレジストリとレジストラは、ICANN との契約に基づいて業務を行っています。ICANN から認定を受けているレジストラー一覧は、次のページから確認できます。

- ICANN-Accredited Registrars (ICANN のページ)
<http://www.icann.org/registrar-reports/accredited-list.html>
- The Accredited Registrar Directory (InterNIC のページ)
<http://www.internic.net/alpha.html>

ドメイン名の登録を希望する場合は、複数あるレジストラのうち、いずれかのレジストラに対して申請手続きを行います。なお、レジストラの下に存在する登録申請の取次業者であるリセラを通じて、ドメイン名の登録手続きを行うことも可能ですが、リセラは ICANN と契約関係にはありません。



ICANN 認定レジストラと ICANN は、双方の義務を定めたレジストラ認定契約を結んでいます。Registrar Accreditation Agreement の頭文字を取って、RAA と呼ばれることが一般的です。

1.2 RAA改訂の取り組み

RAAは、2001年5月に制定されて以降、8年間見直しがされていませんでした。しかしながら、インターネットが世の中に普及するにつれて、ドメイン名登録者保護といった視点が重要になり、そのためにはレジストラに求められる最低限のサービス基準の明確化やレジストラによる契約遵守の向上が求められるようになりました。そのような背景を受け、RAA改訂に向けた取り組みが行われ、改訂版RAAが2009年5月21日にICANN理事会によって承認¹されました。RAA改訂後、つまり2009年5月21日より後に認定を受けたレジストラは、2009年版RAAを締結しています。改訂前に契約を締結していたレジストラについても、ICANNが2009年版RAAに移行してもらうためのインセンティブを用意したことなどから、大半は2001年版から2009年版に移行している状況です。各レジストラが、2001年版と2009年版のどちらのRAAをICANNと締結しているかについては、前出のレジストラ一覧にて確認することが可能です。

2009年の改訂内容については、gTLD関連のポリシー策定を行うGNSO評議会にて満場一致で承認されたものの、承認にあたっては引き続き改訂の検討を行っていくことが条件とされました。というのは、登録者保護とDNSの安定性をより高めていくために改訂作業の際に洗い出された検討項目は多く、当時の改訂ですべてを反映することが難しかったため、優先度を考慮した段階的な改定とせざるを得なかったからです。そこでGNSO内では、さらなる改訂に向けた議論が継続して行われてきました。その間には、インターネットの不正利用に対処する法執行機関やGAC(Governmental Advisory Committee)からも、RAA改訂に向けた勧告が提出されるようになりました。

法執行機関やGACを含めたコミュニティからのRAA改訂に対する要求を受けて、2011年10月下旬にセネガルのダカールにて開催されたICANNダカール会議では、ICANN認定レジストラの部会となるRegistrar Stakeholder Groupが、ICANNとRAA改訂の交渉を開始したことをアナウンスメントとして公開しました²。その後に行われた、ICANNダカール会議最終日のICANN理事会会議では、2012年3月にコスタリカにて開催される次回会議に向けて合意に至ることを目標と

¹ New Registrar Contract Approved by Board (29 May 2009)

<http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-2-29may09-en.htm>

² Oct/26/2011 - Discussions for Registrar Accreditation Agreement (RAA) Amendments
<http://www.icannregistrars.org/calendar/announcements.php>



して、直ちに RAA 改訂に向けた交渉を進めるようにとの指示も出されました³。RAA 改訂の交渉にあたっては、進めるスピードと共に透明性の確保も重要視されており、ICANN が専用の Wiki ページを準備しています。本ページにおいて、RAA 改訂に向けた進捗具合や関連情報を確認することが可能です。

- Negotiations Between ICANN and Registrars to Amend the Registrar Accreditation Agreement

<https://community.icann.org/display/RAA>

1.3 ICANN トロント会議前後の動向

RAA 改訂の議論は、レジストラが負うべき義務や責任に直結する内容となるため、当然のことながら一筋縄で行きません。ICANN ダカール会議の理事会決議によって、合意のめどが 2012 年 3 月の ICANN コスタリカ会議と設定され、度重なる交渉が行われたものの、2012 年 6 月の ICANN プラハ会議を経て、2012 年 10 月の ICANN トロント会議を前にしても、改訂案の決着に向けた交渉には前進が見られたものの、合意には至りませんでした。

ICANN プラハ会議以降 ICANN トロント会議まで、議論の主要なテーマとなっているのは WHOIS データの正確性維持についてです。これは、特に法執行機関が強く要求する内容となっています。法執行機関からすれば、WHOIS データを用いて登録者を確実に確認できたり、登録者に連絡を取れたりすることが望ましいため、正確かつ複数の登録者データがレジストラにより維持されることを望みます。しかしながら、その実現のためには、確実にレジストラの負担が増えることになるので、レジストラとしては法執行機関からの要求をすべて受け入れることに対して難色を示している状況にあります。

ICANN プラハ会議から ICANN トロント会議までの間にも、ICANN とレジストラとの交渉が数多く行われてきており、その進捗については 2012 年 9 月 24 日に出た ICANN からのアナウンスメントに掲載されている資料 2 点により確認することができます。

- 2012 年 9 月 24 日付け ICANN アナウンスメント
Update on Registrar Accreditation Agreement Amendments

<http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-5-24sep12-en.htm>

³ Approved Board Resolutions | Regular Meeting of the ICANN Board | Dakar (28 October 2011)

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-28oct11-en.htm>

7. Registrar Accreditation Agreement Amendments

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-28oct11-en.htm#7>



✧ RAA Negotiation Update

<http://www.icann.org/en/resources/registrars/raa/negotiations-update-24sep12-en.pdf>

✧ Summary Chart of Status of Negotiations

<http://www.icann.org/en/resources/registrars/raa/negotiations-status-summary-24sep12-en.pdf>

2 点目の資料となるサマリチャートからは、ICANN トロント会議直前の時点では、法執行機関からの勧告については、WHOIS データの正確性維持に関する項目についてのみ交渉の余地を残していることが分かります。ICANN トロント会議では、これらの資料を基にセッションが行われ、引き続きコミュニティからの意見収集が行われました。

2. レジストラ間移管ポリシー (IRTP) 改定のためのポリシー策定プロセス

2.1 レジストラ間移管ポリシー (IRTP) について

レジストラ間移管ポリシー (Inter-Registrar Transfer Policy) とは、gTLD ドメイン名登録者が自身のドメイン名登録を管理するレジストラを変更したい場合に適用されるポリシーです。頭文字を取って、「IRTP」とも記されます。

ICANN の役割の一つに、ドメイン名市場における健全な競争環境を促進することがあります。そこで、ドメイン名登録者がドメイン名を登録している ICANN 認定レジストラを変更したいと思った場合に、簡便なプロセスをもってそれが実現されるように策定されたものが IRTP で、2004 年 11 月 12 日に施行されました。

2.2 IRTPを見直すためのPDP

IRTP の実装にあたっては、改善点などについて追ってレビューを行うことが前提となっていたため、GNSO 内でチームが結成され、スタッフからの定期的な実装報告などを基にレビューが行われました。その結果、2007 年 9 月 20 日の GNSO 評議会において、IRTP 見直しのためのポリシー策定プロセス (PDP) に取り組むことが決議されました。

洗い出された課題は多岐にわたったため、優先順位付けやグループ分けがなされ、最終的には「INTER-REGISTRAR TRANSFER POLICY ISSUES - PDP Recommendations - 19 Mar



08⁴」という報告書として 2008 年 3 月 19 日に提出されました。報告書には、19 の勧告が記されており、それらを次のように五つにフェーズ分けした上で、ポリシー策定プロセス(PDP)として取り組むことが提案されました。

PDP ID	PDP Category Name
A	New IRTP Issues
B	Undoing Registrar Transfers
C	IRTP Operational Rule Enhancements
D	IRTP Dispute Policy Enhancements
E	Penalties for IRTP Violations

2.3 すでに取り組まれたPDPの概要

19 の勧告の内容、つまり取り組むべきそれぞれの課題の詳細については、報告書内の各項目にてご確認いただけますが、これまでに取り組まれている IRTP-A から IRTP-C までの PDP の概要は、次の通りとなっています。(なお、本稿執筆時点の 2012 年 11 月の段階で開始されていない IRTP-D と IRTP-E については、IRTP-A から IRTP-C までの結果を受けて、取り組む課題が見直される可能性もあります。)

- IRTP-A では、「レジストラ間でドメイン名登録者の電子メールアドレスの情報をやりとりする方法があるか」や「なりすまし申請防止といったセキュリティ対策のために電子認証などが必要か」といった、IRTP を運用する上で確認されるようになった新たな課題についての検討が行われました。IRTP-B では、既存の IRTP で規定されている「レジストラが移管を行わない場合の理由」の明確化についての検討が行われました。
- 目下進められている IRTP-C は、運用上の実態をかんがみた見直しを行うフェーズとなっています。検討項目の例としては、当初 IRTP はレジストラのみを移管する想定で策定されているにもかかわらず、レジストラ移管のみならず登録者変更も同時に行われるケースが多数見受けられるようになったことから、そういった行為の実情やセキュリティに関わる問題についての把握を行い、実情に即した見直しを行うことなどが含まれています。

⁴ INTER-REGISTRAR TRANSFER POLICY ISSUES - PDP Recommendations - 19 Mar 08
<http://gnso.icann.org/drafts/transfer-wg-recommendations-pdp-groupings-19mar08.pdf>



- IRTP-Cは、2011年8月29日付けで最終版イシューレポート「Final Issue Report Inter-Registrar Transfer Policy Part C⁵」が提出され、同レポートに記された課題についてワーキンググループ(WG)を結成して検討を進めることができ、2011年9月22日のGNSO評議会において決議されました。

WGが作成した第一次報告書は、2012年6月4日から1ヶ月の間、意見募集に付され、3件のコメントが寄せられました。また、ICANNプラハ会議でも意見が寄せられており、それらの内容を反映した最終報告書⁶は、2012年10月9日にGNSO評議会に提出されました。続いて、ICANNトロント会議期間中に開催されたGNSO評議会において最終報告書は承認され、ICANN理事会に提出されました。ICANN理事会での検討を前に、2012年10月22日から2012年11月12日までの間、最終報告書は意見募集に付されており、IRTP-Cの検討結果について間もなく理事会の判断が下されることになります。

- Inter-Registrar Transfer Policyに関するページ

✧ ICANN Web サイト内

<http://www.icann.org/en/resources/registrars/transfers>

✧ GNSO Web サイト内

<http://gnso.icann.org/en/ongoing-work/irtp-policy.htm>

おわりに

次のICANN会議は、2013年4月7日～11日に中国の北京にて開催される予定です。ICANN北京会議に向けて、RAAの改定に向けた交渉もIRTPのPDPも進展があるものと思われますので、本レポートの内容を参考に議論の動向を追っていただければ幸いです。

⁵ Final Issue Report Inter-Registrar Transfer Policy Part C

<http://gnso.icann.org/issues/issue-report-irtp-c-29aug11-en.pdf>

⁶ Final Report on the Inter-Registrar Transfer Policy - Part C Policy Development Process

<http://gnso.icann.org/en/issues/irtp-c-final-report-09oct12-en.pdf>